

給付の対象基準

養育医療の対象となる未熟児とは、出生直後に次の1又は2の症状が認められるお子様をいいます。

- 1 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの
- 2 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (1) 一般状態
 - ・運動不安、けいれん
 - ・運動が異常に少ない
 - (2) 体温が摂氏34度以下
 - (3) 呼吸器、循環器系
 - ・強度のチアノーゼが持続する
 - ・チアノーゼ発作を繰り返す
 - ・呼吸数が毎分50以上で増加傾向
 - ・呼吸数が毎分30以下
 - ・出血傾向が強い
 - (4) 消化器系
 - ・生後24時間以上排便がない
 - ・生後48時間以上嘔吐が持続
 - ・血性吐物がある
 - ・血性便がある
 - (5) 黄疸
 - ・生後数時間以内に発生
 - ・異常に強い